

## 「医療保育専門士の倫理綱領」

医療保育の目的は、医療を要する子どもとその家族を対象として、子どもを医療の主体と捉え、専門的な保育を通じて、本人と家族のQOLの向上を目指すことです。そして医療現場における保育士は、子どもに保育（養護と教育）を提供し、家族の支援を行う役割を担っています。

### <医療保育専門士の役割>

医療保育専門士とは

1. 医療保育専門士としての知識や技術をもとに、子どもの状態や子どもを取り巻く環境について判断し、子どもの最善の利益を保障し、また家族への支援を実践する
2. 医療保育専門士として関係する職種間において保育の提言をする
3. 医療保育専門士としての視点から、関係機関・他職種との連携を図る
4. 医療保育実践に関する研究・研修を通し、医療保育の質の向上に努める
5. 医療保育の発展を目指して、関係する後進の育成に携わる

医療を要する子どもと家族に誇りをもってこの責務を果たしていきます。

### <医療保育専門士の思い>

私たち、医療を要する現場の保育士は、次のことに取り組みます。

1. 一人一人の子どもの笑顔に寄り添います。
2. 一人一人の子どもの安心と安全な生活を提供し、子どもが寛げる環境を作ります。
3. 一人一人の子どもの生活のスタイルを大切に病気回復に向けた生活を支えます。
4. 一人一人の子どもの病状や症状を把握し、育ちに向けて遊びを豊かなものにしていきます。
5. 一人一人の子どもの生活のなかでの「小さな・・・できた」を一緒に喜びます。
6. 一人一人の子どもの生活のなかでの新しい自分の発見を一緒に喜びます。
7. 子どもが周囲の子どもや大人と関わりながら育ち合う生活を支えます。
8. 子どもの病気の回復に向かう生活での体験を勇気と活力に変えていきます。
9. 保護者やきょうだいの気持ちに寄り添うとともに、子どものための生活を一緒に考えます。
10. 子どもの病気の回復を願い、家庭での生活、病院や施設での生活、学校での生活をつなぎ、より豊かな生活の創造を共に考えていきます。

日本医療保育学会では、所定の研修を終了し、子どもと家族のニーズを的確に捉え、医療保育を実践できる知識と技術を有するものを「医療保育専門士」として認定しています。